4. 医　　療

障害者（児）の医療費等に対する助成を行っています。

1.　重度障害者医療（年齢制限なし）

対象者が医療機関で受診したときの医療費（保険診療分）の自己負担額の一部が助成されます。なお、治療用装具・訪問看護利用料（介護保険適用分は除く）等も対象になります。

●対　象　者：①身体障害者手帳１・２級を所持している方
②療育手帳Ａを所持している方
③身体障害者手帳３～６級を所持し、かつ、療育手帳Ｂ１を所持している方
④精神障害者保健福祉手帳１級を所持している方
⑤特定医療費（指定難病）又は特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）１級該当者
※所得の制限があります。

●助　成　額：健康保険等適用後自己負担分（※）から一部自己負担額（下記参照）を除いた額
※他の制度で助成を受けられる場合は他の公費適用後の額に対する助成

●一部自己負担額：一つの医療機関・調剤薬局・訪問看護ステーションあたり１日 500 円以内

●一部自己負担額：一月の間に、医療機関等に支払われた一部自己負担額の合算額が、3,000 円を超えたことが確認できた対象者には、別途申請案内を送付し、申請により 3,000 円を超えた分について償還します。
の軽減措置

●必要なもの：健康保険証、個人番号確認書類、上記対象者に該当する証明（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、障害年金証書、特別児童扶養手当証書等）

●申　請　先：障害福祉課（市役所南館２階 17 番）

2．自立支援医療（更生医療）

18 歳以上の方で障害程度を軽くしたり、残された機能を回復することを目的として指定医療機関で手術等を受ける場合、必要な医療費が助成されます。原則として医療費の１割は自己負担。

●対　象　者：医療を受けようとする内容に関係する障害があり、身体障害者手帳の交付を受けている方
※所得の制限があります。

●適 用 医 療：人工関節置換術、人工ペースメーカ埋込術、血液透析等

●必要なもの：身体障害者手帳、更生医療意見書及び明細表、健康保険証、特定疾病療養受療証（人工透析が必要な慢性腎不全等の場合）、個人番号確認書類

●申　請　先：障害福祉課（市役所南館２階 17 番）

3．自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患のある方が指定医療機関に継続して通院する場合、健康保険その他の制度を組合せて公費で支払われます。原則として医療費の１割は自己負担。

●対　象　者：精神疾患のため、通院医療を受ける必要がある方
※入院中は対象となりません。
※所得の制限があります。

●必要なもの：診断書（障害福祉課に様式があります）、健康保険証、個人番号確認書類
受給者証(継続・変更申請の場合)

●申　請　先：障害福祉課（市役所南館２階 17 番）
※新規申請の場合は、精神障害者保健福祉手帳の写しで申請可能な場合がありますので、ご相談ください。

４．自立支援医療（育成医療）

18 歳未満の方で障害を有する、もしくは現存する疾患を放置しておくと、将来において障害を残すと認められる者が、指定医療機関で手術等を受ける場合、必要な医療費が助成されます。原則として医療費の１割は自己負担。

●対　象　者：医療を受けようとする内容に関係する障害があり、確実な治療効果が期待しうると認められる方
※所得の制限があります。
●適 用 医 療：先天性股関節脱臼、斜視、小耳症、口唇口蓋裂、肺動脈狭窄、腎不全、尿道下裂等
●必要なもの：申請書、医師の意見書、健康保険証、個人番号確認書類
●申　請　先：障害福祉課（市役所南館２階 17 番）

５．ひとり親家庭医療（母子・父子家庭以外でも助成対象となります）

ひとり親家庭（父親又は母親に重度の障害のある家庭を含む）の児童とその養育者が、医療機関で受診したときの医療費（保険診療分）の自己負担額の一部が助成されます。治療装具等も対象になります。
※所得の制限があります。

●対　象　者：健康保険加入のひとり親家庭（父親又は母親に重度の障害のある家庭を含む）の児童（18 歳到達後最初の年度末まで）とその養育者
●必要なもの：詳しくはこども政策課へお問い合わせください。
●申　請　先：こども政策課（市役所南館３階 19 番）

６．後期高齢者医療制度(障害認定)

65 歳から 74 歳で一定の障害がある方は、申請をすることで、現在加入している健康保険から、後期高齢者医療制度へ加入することができます。
後期高齢者医療制度への加入は、ご本人様の選択となります。
給付内容や保険料等の詳細は、保険年金課高齢医療係までお問合せください。

●対象となる：国民年金法等における障害年金１・２級
一定の障害　身体障害者手帳１・２・３級および４級の一部※
（一部とは、音声・言語、下肢（１号・３号・４号）障害を指します。）
精神障害者保健福祉手帳１・２級
療育手帳Ａ
●必要なもの：一定の障害があることを証明する障害者手帳等、健康保険証、個人番号確認書類
●申　請　先：保険年金課高齢医療係（市役所本館１階６番）

７．特定医療費（指定難病）

平成27年１月１日付けで難病の患者に対する医療等に関する法律が施行され、難病のうち、厚生労働大臣が指定する指定難病(令和３年11月から338疾病)に対して医療費の助成を行っています。
対象者、対象疾病、給付の内容の詳細につきましては茨木保健所にお問い合わせください。
●申請先：茨木保健所　電話:072-624-4668

８．特定疾患医療

「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、平成27年1月から新しく医療費助成制度が始まり、従来の56疾患のうち53疾患は、特定医療費（指定難病）助成制度に移行されました。

難病のうち、厚生労働省が指定する特定の疾患（平成27年７月１日現在、４疾患）に対して医療費の助成を行っています。

対象者、対象疾患、給付の内容の詳細につきましては茨木保健所にお問い合わせください。

●申請先：茨木保健所　電話:072-624-4668

９．小児慢性特定疾病医療

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病ごとに定められた認定基準を満たす患者の治療にかかる医療費を、公費によって助成する制度があります。

対象者、対象疾病、給付の内容等詳細は茨木保健所にお問い合わせください。

●申請先：茨木保健所　電話:072-624-4668

10．障害者（児）歯科診療

近隣の歯科診療所で受診が困難な障害者（児）の方に、次の医療機関で歯科の診療・治療を行っております。

※障害者(児)歯科保健診療施設一覧　　＊受診される前に必ず当該医療機関に電話でご相談ください。

施設名	所在地	電話・FAX	診療日
市立吹田市民病院	〒564-8567 吹田市岸部新町 5-7	TEL：06-6387-3311 FAX:06-6380-5825	月～金の各午後
一般財団法人豊中市医療保健センター本部診療所	〒560-0012 豊中市上野坂 2-6-1	TEL：06-6848-1661 FAX:06-6852-6635	火・木
一般財団法人豊中市医療保健センター南部診療所	〒561-0826 豊中市島江町 1-3-14-101	TEL：06-6332-8558 FAX:06-6332-5588	水
一般財団法人サンスター財団附属千里診療所	〒 560-0082　豊中市新千里東町 1-1-3 SENRITO よみうり３階	TEL：06-6834-1189 FAX:06-6834-1672	月～水・金・土
北大阪ほうせんか病院	〒567-0052 茨木市室山 1-2-2	TEL：072-643-6921 FAX:072-641-4604	月～木
高槻市立口腔保健センター	〒569-0052 高槻市城東町 5-1	TEL：072-661-9105 FAX:072-661-9288	火・木
枚方療育園	〒573-0122 枚方市津田東町 2-1-1	TEL：072-858-0373 FAX:072-858-9521	月～金
枚方休日歯科急病診療所 障がい者（児）歯科部	〒573-1197　枚方市禁野本町 2-13-13 （枚方市保健センター内）	TEL：072-848-0851 FAX:072-848-0851	木午後 土(月２回)午後
寝屋川市立保健福祉センター診療所	〒572-0036 寝屋川市池田西町 28-22	TEL：072-838-1638 FAX:072-812-2116	木・第１火・第３火
一般社団法人守口市歯科医師会あおば歯科診療所	〒570-0033　守口市大宮通 1-13-7（守口市民保健センター内）	TEL：06-6992-2223 FAX:06-6998-3762	水・木・土
門真市保健福祉センター診療所	〒571-0064 門真市御堂町 14-1	TEL：06-6903-3110	水